

標 題：

機関区域ビルジに対する海洋汚染防止装置の
仕様及び試験・検査に関する新Guidelines
について

NKテクニカル インフォメーション

No. : 131

Date : 平成 6年 2月25日

船主、造船所 各位

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、1992年10月にIMO 本部で開催された第33回海洋保護委員会（MEPC）において、
"GUIDELINES AND SPECIFICATIONS FOR POLLUTION PREVENTION EQUIPMENT FOR
MACHINERY SPACE BILGES OF SHIPS"(RES. MEPC.60(33))が採択され、平成 6年 4月30日
より下記のとおり実施される予定であります。

同Guidelinesは、IMO 総会決議 "RECOMMENDATION ON INTERNATIONAL PERFORMANCE
AND TEST SPECIFICATIONS FOR OILY-WATER SEPARATING EQUIPMENT AND OIL CONTENT
METERS" (RES. A.393(X)) に代わるものであります。

なお、本件に関しまして、御不明の点がございましたら、弊社本部艤装部までお問い
合わせ下さい。

記

1. 新Guidelinesは、MARPOL 73/78条約（附属書 I）に規定される機関区域ビルジに対す
る海洋汚染防止装置（油フィルタリング装置及び15PPM 警報に対する油分濃度計）で
次の場合に適用されます。
 - (1) 1994年 4月30日以降にキールが据えつけられる船舶又はこれと同様の建造段階に
ある船舶に設置される場合。
 - (2) 合理的かつ実行可能な限り、1994年 4月29日以前にキールが据えつけられた船舶
又はこれと同様の建造段階にあった船舶に1994年 4月30日以降、新たに設置され
る場合。
2. 前1.の装置は、新Guidelinesの規定に適合したものであり、締約政府が発行した型式
承認証書の写しを本船上に所持することが必要となります。

敬 具

94DF0208

平成 6年 3月17日

船主, 造船所 各位

(財) 日本海事協会
常務理事

機関区域ビルジに対する海洋汚染防止装置の仕様及び
試験・検査に関する新Guidelinesについて

拝啓 貴社益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

首題の件に関して、平成 6年 2月25日付NKテクニカルインフォメーション(No.131)にて通知させていただきましたが、一部記載ミスがありましたので添付と差し換えの程、お願い申し上げます。

敬 具

添付：差し換え用NKテクニカルインフォメーション(No.131)

